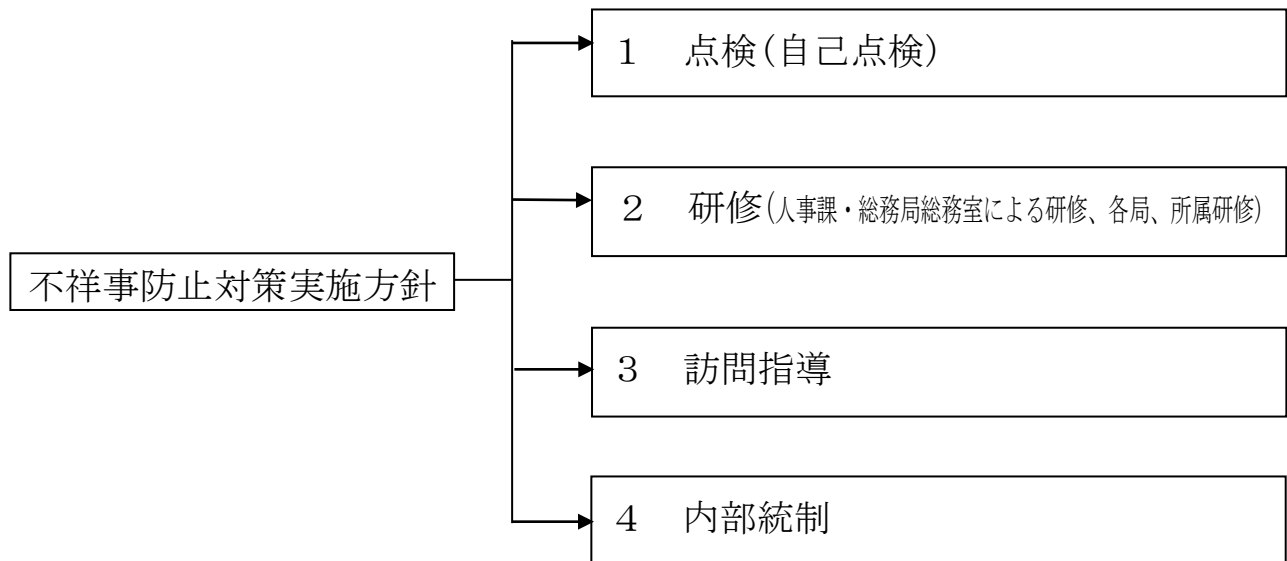


令和 8 年度 不祥事防止対策(知事部局等)



取組強化項目

- (1) 情報流出防止のための効果的なチェックの実施
- (2) 組織的な業務体制の構築
- (3) 互いを思いやることができる職場づくり
- (4) ハラスメントの根絶

1 点検

(1) 自己点検

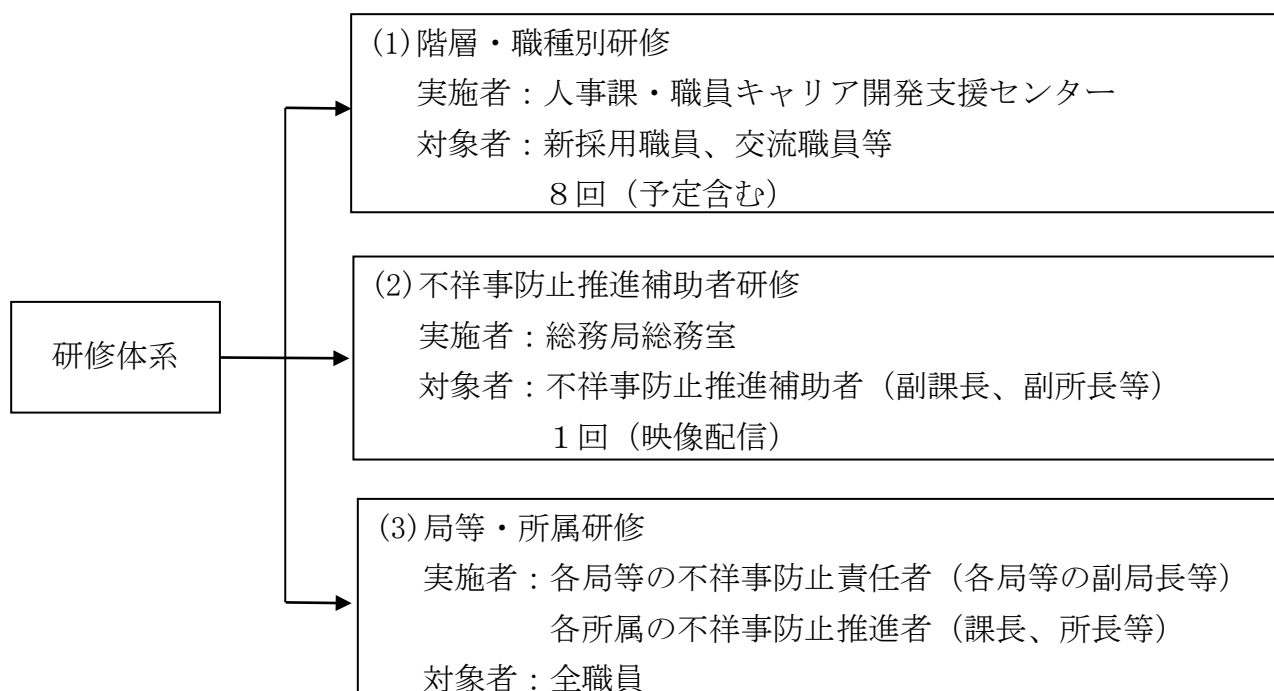
【個人点検シートによる随時点検】

毎月、個人点検シートを総務局総務室で作成し、庁内イントラを通じて配信している。4月から7月までのテーマは、取組強化項目を中心に設定した。これにより、職員一人ひとりが主体的に点検を実施している。

なお、各所属では、所属研修等の資料としても活用している。

配信時期	テーマ	自己点検項目
4月	組織的な業務体制の構築	① 部下や同僚から相談があった時、相手の話を「きく」を心掛けていますか？ ② 業務等の予定について、所属で情報共有していますか？ ③ 所属を跨る書類の受け渡し等について、ルールやチェックリスト等を整備していますか？
5月	情報流出防止のための効果的なチェックの実施	① 誤送信や誤送付は誰にでも起こり得ると認識していますか？ ② 確認作業を行う際、漠然とチェックをしていませんか？ ③ チェックリストには言語化された行動が書かれていますか？
6月	互いを思いやることができる職場づくり	① 言動の受け止めは個人によって異なるという意識を持っていますか？ ② 不機嫌な態度や無言の圧で、周りを緊張させていませんか？ ③ 言葉だけでなく、表情や声も含めて、相手にどう伝わるか意識していますか？
7月	随意契約の適切な執行について	① 随意契約ができる予定価格の額を知っていますか？ ② 随意契約においても、原則として2人以上から見積書を徴しなければならないこと（見積合せ）を知っていますか？ ③ 見積合せを省略できる随意契約（一者随契）の予定価格の額や、省略する場合でも品質に照らして適正な価格であるか等を十分に考慮する必要があることを知っていますか？

2 研修



(1) 階層・職種別研修における不祥事防止研修

人事課・職員キャリア開発支援センターが実施する各階層別研修、職種別研修のうち、新たに職員となった者などを対象に、次の研修において、職員としての心構え、不祥事の原因や対策、今後注意すべき課題などについて意識啓発を図っている。

（令和8年6月30日時点）

研修名	対象	開催日	開催方法
①新採用職員研修	新たに採用された職員	4/8	集合研修
②交流職員研修	新たに都道府県及び市町村から配属された職員	4/15	集合研修
③新任主幹級職員研修	新たに主幹級になった職員	5/22～8/31	映像配信
④臨任・任期付・会計年度任用職員研修	臨時的任用職員、会計年度任用職員及び育休代替等任期付職員	5/14	集合研修 (オンライン研修併用)
⑤専門職職員研修	行政給料表(2)、海事給料表(2)、技能職給料表に該当する職員等（電話交換員の監督者、自動車整備の技術員等）	8/18、9/10 9/30、10/9	集合研修
合計		8回	

（③は1回として計算）

(2) 不祥事防止推進補助者研修(総務局総務室主催)

各所属での不祥事防止対策を効果的に実施するため、各所属において不祥事防止研修の企画などを担う不祥事防止推進補助者(副課長、副所長等)を対象として、不祥事発生事案の傾向及び発生防止に向けた対策を紹介するとともに、外部講師による講演をライブ映像配信した。

対 象	各所属の不祥事防止推進補助者
実 施 日	令和8年5月14日(木)～令和8年8月14日(金)
テ ー マ	・令和8年度不祥事防止対策の概要(総務局総務室) ・最近の不祥事事例から(総務局総務室)
開催方法	資料配付

対 象	各所属の不祥事防止推進補助者
実 施 日	令和8年5月14日(木)
テ ー マ	・講演「パワハラ防止研修～最近の傾向をもとに～」 外部講師：株式会社メンタル・リンク 代表取締役社長・公認心理師 宮本 剛志 氏
開催方法	ライブ映像配信

(3) 局等・所属研修 (各局等、各所属において実施)

不祥事の未然防止を図るため、それぞれの業務内容等に応じて、各局等では不祥事防止責任者(各局等の副局長等)が、各所属では不祥事防止推進者(課長、所長等)及び不祥事防止推進補助者が、所属の職員を対象に研修を実施している。

なお、総務局総務室ではこれを支援するため、講師派遣、所属研修へのDVDの貸出等を行っている。

3 訪問指導

○ 実施方法

- ・令和8年5月に全所属を対象に、書面により、不祥事防止への取組状況に関する事前調査を実施した。
- ・7月以降、不祥事防止指導員(専任職員)が、各所属への訪問又はTeamsビデオ通話の利用により、事前調査の回答に基づき、所属長等からの聴き取りや指導、助言、支援を行う。

○ 訪問指導実施箇所

- ・訪問指導の実施個所については、令和8年度も引き続き全所属を対象に実施する。

4 内部統制

○ 実施状況

- ・ 計40項目の全庁リスクを中心に、各所属でリスク対応策を実施している。
- ・ 令和7年度に各所属において実施した計40項目のリスク対応策について、内部統制推進者（所属長）から自己評価の報告を受け、制度所管責任者（総務局財産経営部長等）及び独立的評価責任者（組織人材部長）に評価を依頼した。

○ 今後の取組

(1) 令和8年度内部統制に係る自己評価について

- ・ 令和8年度における内部統制について、内部統制推進者（所属長）は、令和8年12月末時点及び令和9年3月末時点の自己評価を実施する。

(2) 令和7年度内部統制評価報告書の作成等について

- ・ 知事部局の全所属の自己評価について、評価報告書の作成を独立的評価所属（総務局行政管理課）において行う。
- ・ 知事部局分の評価報告書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見を付した上で議会に提出するとともに、県民に公表する。

(3) 内部統制の見直しについて

- ・ 令和6年度の審査意見書において、「依然として運用上の不備が減少しない状況を踏まえ、改めて内部統制制度の実効性が高まるよう制度の運用等について検討する必要がある」といった意見があった。
- ・ 知事部局としても、制度導入から6年が経過し、制度の見直しを検討していたことから、今後、当協議会の意見等を踏まえつつ、制度所管所属や監査事務局等の関係所属と連携しながら、令和9年度から、新制度での運用開始に向け取り組んでいく。